

## 出席停止について

学校伝染病は学校において予防すべき伝染病です。罹患した場合は、速やかに学校に連絡し医師の許可があるまでご家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で、欠席扱いにはなりません。

登校に際しては医師による証明が必要です。用紙は本校指定のものでも、医療機関にあるものでも構いません。医療機関の用紙の場合は、病名、出席停止期間、医療機関名が記載されていることを確認してください。本校指定の用紙は保健室に取りに来ていただくか、こちらのホームページから印刷して使用することもできます。

医師に記入していただいた用紙は、登校後すぐに担任へ提出してください。

出席停止となる伝染病については下記を参照してください。

### <学校において予防すべき伝染病>

	病 名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核	伝染のおそれなくなるまで
	コレラ	伝染のおそれなくなるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の伝染病		

\*但し、結核以外の第2種伝染病については、病状により医師において伝染のおそれがないと認められた場合は医師の指示に従ってください。